# 空き家を活用した移住を支援します



### 十日町市空き家利活用支援事業補助金

空き家を活用した子育てしやすい環境づくり及び移住・定住の促進を図るため、子育て世帯 及び移住者の空き家の取得・改修に対して補助金を交付します。

### 補助対象者・補助金額

移住前の住所	大人のみの世帯	子育て世帯
<b>県内</b> 他市町村	対象外	最大 <b>50</b> 万円 (25万円+25万円)
県外	最大 <b>50</b> 万円 (25万円+25万円)	最大 <b>50</b> 万円 +加算 <b>┃</b> 万円

十日町市内の 居住誘導区域※ にある物件が 対象です

※十日町市立地適正化計画に 定められた、十日町中心市街地 周辺にあるエリアです。

### 補助対象経費・補助率



空き家の **取得経費**の**50%** 

(最大25万円)



空き家の **改修経費**の**50%** 

(最大25万円)



県外からの 子育て世帯

加算10万円

その他詳細は裏面へ

### 補助金交付の流れ

申請書

提出

移住して2年以内 なら申請OK 事業完了後の移住でも 申請OK(|年以内) 対象物件には 5年以上居住 してください

申請者

市

工事

交付 決定 完了 報告書 提出

補助額 確定 補助金

提出

補助金 支払

#### 申請時提出書類 ※空き家取得のみの場合は、工事関係の書類は不要です

- □ 十日町市空き家利活用定住促進事業補助金交付申請書
- □ 居住予定者全員の住民票の写し、納税証明書
- □ 定住誓約書
  - □ 売買契約書の写し

- □ 工事見積書の写し※
  - □ 工事免債責の手し☆
    □ 工事着工前の写真※
- □ 空き家の位置図

## 空き家利活用支援事業補助金



### 補助対象者要件



新潟県外からの転入者、または十日町市外から転入の子育て世帯
※子育て世帯:申請年度の4月1日現在において
生計を一にする18歳未満の世帯員と同居している
または妊娠している者がいる世帯
転入日または転入予定日より前2年間に本市に住所を有していない方
交付申請日が、転入日から起算して2年以内の方
または交付申請後に転入する方
対象の空き家に、補助事業完了の日から1年以内に居住を開始し、
5年を超えて居住する見込みの方
転入時において、年齢が60歳以下の方
同居世帯員全員に市税の滞納がないこと
過去に「ふるさと回帰支援事業補助金」または「結婚新生活支援事業補助金」
の住宅取得・改修に係る補助金の交付決定を受けていないこと
暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係でないこと

### 補助対象空き家



- 十日町市立地適正化計画に定める居住誘導区域にあるもの ※区域内かどうかは下記お問合せ先へ住所を伝えてご確認ください 申請者の3親等内の親族間における、売買、相続または贈与でないこと 申請者が取得前から居住していた空き家でないこと
- ※ 本補助事業で対象外の場合も、条件により「ふるさと回帰支援事業 補助金」の住宅取得・改修に係る補助の対象となる可能性がありま す。また、併用可能なメニューもありますので参考にしてください。



「ふるさと回帰支援事業補助金」リンク→

### 補助対象経費



- I. 空き家の取得に要する経費 ※用地費を除く
- 2.空き家の修繕、補修、改修、一部改築および増築に係る経費
- 3. 壁紙の張り替え、屋根、外壁の塗り替え等空き家の模様替えに係る経費 ※畳替え、襖・障子の張替え、その他簡易な改修に係る経費を除く
- 4. 防犯用設備、フェンスの設置等の防犯機能の付加や強化に係る経費
- 5. 屋根の葺き替えに係る経費
- 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費
- ※上記2~5は、市内施工業者が施行するものを対象とする。

本制度の利用を検討される場合は、下記問い合わせ先までご相談ください。

#### 【提出・お問い合わせ先】

十日町市役所2階 企画政策課 移住定住推進係 〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地 電話:025-755-5137 (直通) /FAX:025-752-4635 Eメール:t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp

